

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

規 則

- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (第75号)1291
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第76号)1291

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管 (第366号)1292
- ◇土壌汚染対策法に基づく指定区域の解除 (第367号)1292
- ◇道路区域の変更 (第368号)1293
- ◇道路の供用開始 (第369号)1293
- ◇道路区域の変更 (第370号)1293
- ◇道路の供用開始 (第371号)1293
- ◇道路区域の変更 (第372号)1293
- ◇道路の供用開始 (第373号)1294
- ◇道路区域の変更 (第374号)1294
- ◇道路の供用開始 (第375号)1294
- ◇道路区域の変更 (第376号)1294
- ◇道路の供用開始 (第377号)1294
- ◇道路区域の変更 (第378号)1295
- ◇道路の供用開始 (第379号)1295
- ◇道路区域の変更 (第380号)1295
- ◇道路の供用開始 (第381号)1295
- ◇市道路線の認定 (第382号)1296
- ◇道路区域の決定 (第383号)1297
- ◇道路の供用開始 (第384号)1298
- ◇歩行者専用道路の指定 (第385号)1300
- ◇市道路線の廃止 (第386号)1300
- ◇道路区域の変更 (第387号)1301
- ◇道路の供用開始 (第388号)1301
- ◇道路区域の変更 (第389号)1301
- ◇道路の供用開始 (第390号)1301
- ◇道路区域の変更 (第391号)1301
- ◇川崎市排水設備指定工事店の指定の

- 取消し (第392号)1302
 - ◇生活保護法による指定介護機関の指定 (第393号)1302
 - ◇生活保護法による指定介護機関の変更 (第394号)1302
 - ◇生活保護法による指定介護機関の廃止 (第395号)1302
 - ◇道路区域の変更 (第396号)1302
 - ◇道路の供用開始 (第397号)1302
 - ◇道路区域の変更 (第398号)1303
 - ◇道路の供用開始 (第399号)1303
 - ◇自転車等の撤去と保管 (第400号)1303
 - ◇道路区域の変更 (第401号)1303
 - ◇道路の供用開始 (第402号)1304
 - ◇道路区域の変更 (第403号)1304
 - ◇道路の供用開始 (第404号)1304
 - ◇道路区域の変更 (第405号)1304
 - ◇道路の供用開始 (第406号)1304
 - ◇道路区域の変更 (第407号)1305
 - ◇道路の供用開始 (第408号)1305
 - ◇予防接種の業務を行う医師 (第409号)1305
 - ◇予防接種の業務を行う医師 (第410号)1305
 - ◇平成18年度社団法人全国市有物件災害共済会の事業経営状況の公表 (第411号)1305
 - ◇生活保護法による指定医療機関の指定 (第412号)1306
 - ◇生活保護法による指定医療機関の変更 (第413号)1306
 - ◇生活保護法による指定医療機関の廃止 (第414号)1306
 - ◇生活保護法による指定施術者の指定 (第415号)1306
 - ◇自転車等の撤去と保管 (第416号)1306
- ### 公 告
- ◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第296号)1306
 - ◇一般競争入札の執行 (第297号)1307

議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任 (多摩区第37号)1396

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における川崎市多摩区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 (多摩区第38号)1397

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における川崎市多摩区開票区の開票の場所及び日時 (多摩区第39号)1397

◇参議院神奈川県選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任 (多摩区第40号)1397

◇参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任 (多摩区第41号)1398

◇参議院神奈川県選出議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所 (麻生区第32号)1398

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を設ける場所 (麻生区第33号)1400

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における帰国した在外選挙人に係る期日前投票所を設ける場所 (麻生区第34号)1401

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任 (麻生区第35号)1401

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間 (麻生区第36号)1401

◇参議院神奈川県選出議員選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (麻生区第37号)1402

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所を設ける場所 (麻生区第38号)1402

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任 (麻生区第39号)1402

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における川崎市麻生区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 (麻生区第40号)1403

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における川崎市麻生区開票区の開票の場所及び日時 (麻生区第41号)1403

◇参議院神奈川県選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任 (麻生区第42号)1403

◇参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任 (麻生区第43号)1403

規 則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第75号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 8月 1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第76号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

別表第7第3項の表備考第3項の表ポリ塩化ジベンゾフランの部1,2,3,7,8—五塩化ジベンゾフランの項中「0.05」を「0.03」に改め、同部2,3,4,7,8—五塩化ジベンゾフランの項中「0.5」を「0.3」に改め、同部八塩化ジベンゾフランの項中「0.0001」を「0.0003」に改め、同表ポリ塩化ジベンゾ—パラジオキシンの部八塩化ジベンゾ—パラジオキシンの項中「0.0001」を「0.0003」に改め、同表コプラナーポリ塩化ビフェニルの部中「コプラナーポリ塩化ビフェニル」を「コプラナーポリ塩化ビフェニル」に改め、同部3,4,4',5—四塩化ビフェニルの項中「0.0001」を「0.0003」に改め、同部3,3',4,4',5,5'—六塩化ビフェニルの項中「0.01」を「0.03」に改め、同部2',3,4,4',5—五塩化ビフェニルの項、2,3',4,4',5—五塩化ビフェニルの項及び2,3,3',4,4'—五塩化ビフェニルの項中「0.0001」を「0.00003」に改め、同部2,3,4,4',5—五塩化ビフェニルの項中「0.0005」を「0.00003」に改め、同部2,3,4,4',5,5'—六塩化ビフェニルの項中「0.00001」を「0.00003」に改め、同部2,3,3',4,4',5—六塩化ビフェニルの項及び2,3,3',4,4',5'—六塩化ビフェニルの項中「0.0005」を「0.00003」に改め、同部2,3,3',4,4',5,5'—七塩化ビフェニルの項中「0.0001」を「0.00003」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第7第3項の表備考第3項の表の規定は、この規則の施行の日以後に行われるダイオキシン類（新規則第3条第10号に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の濃度の測定から適用し、同日前に行われたダイオキシン類の濃度の測定については、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第366号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基

づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成19年7月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第367号

土壤汚染対策法に基づく指定区域の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除する。

平成19年7月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 指定を解除する区域

平成19年川崎市告示第60号により指定した区域（川崎市中原区上丸子古川通1194番5の一部）の全部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物